

健康保険

19歳以上23歳未満 年収要件変更へ

いつもお世話になっております。

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直しが行われました。

この件を踏まえ、健康保険においても、扶養認定を受ける方(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが、令和7年10月1日以降変わりましたので、ご案内致します。

○変更点

扶養認定日から令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合(被保険者の配偶者は除く)は、現行の年間収入130万円未満が「年間収入要件150万円未満」に変わります。

なお、この「年間収入要件」以外の要件変更はございません。

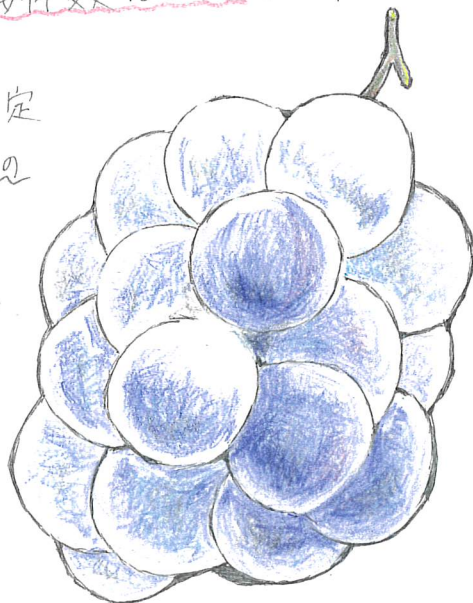
○年令要件(19歳以上23歳未満)の判定

年令要件は、扶養認定日から属する年の12月31日時点の年令で判定します。

例え：令和7年11月に19歳の誕生日
→ 令和7年(暦年)の年収要件は150万円未満。

以上になります。

年令の判定が少しややこしいため
気を付けたいですね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。